

平成30年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第2回>
議事概要

平成31年3月18日
近畿中国森林管理局
コンプライアンス推進本部

1. 開催日時

平成31年3月8日（金）13:30～14:45

2. 場 所

近畿中国森林管理局 第3会議室

3. 出席者

（本部長）近畿中国森林管理局 高野浩文 局長

（本部員）小柴学司 公認会計士・税理士

（近畿中国森林管理局入札監視委員会委員）

福田 正 弁護士

藤田充也 弁護士

横田直和 関西大学法学部教授

（近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員）

近畿中国森林管理局 平野均一郎 次長 ほか11名

4. 議 事

(1) 推進本部の事務局から次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
- ・平成30年度 第2回推進本部巡回指導実施結果
（局・署等職員への身近で起こり得る事象を事例にしたケーススタディの実施及び職員との意見交換）
- ・平成31年度 推進本部の取組（案）

(2) 本部員からは次のような意見が出された。

- ・キャラバンの欠席理由で毎回、留守番の方がいるが、出席者を増やすため、電話の転送サービスなども検討してはどうか。
- ・行動計画の取組について、コンプライアンスの定着状況の職員へのアンケートや事業者等への倫理パンフレットの配布について、実施した件数が重要であり、件数を数字で記載すること。
- ・飲食の届出について、同窓会等の多人数が参加するものまで求めるのは極端な締め付けとなるのではないか。（現在では求めている旨回答）
- ・ケーススタディについて、今回は事例が少し難しかったが、今回は分かりやすい事例を2つ作成しており、スムーズに読むことが出来た。
- ・広島事案発生から7年、奈良事案発生から5年を経過し、職場の緊張感がそろそろ緩むころであり、注意が必要である。そういった意味で、「コンプライアンスが定着してきているからキャラバンの回数を減らせばどうか」という意見は危険であって、にわかに賛同できない。